

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年1月30日	
【会社名】	株式会社イー・ロジット	
【英訳名】	e-LogiT co.,ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 忠史	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田三丁目11番11号	
【電話番号】	03-3518-5460	
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO経営管理本部長 森 俊介	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田三丁目11番11号	
【電話番号】	03-3518-5460	
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO経営管理本部長 森 俊介	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	
	株式	295,000,000円
	第8回新株予約権証券	31,010,000円
	新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
		1,683,010,000円
(注)	(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。	
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、割当予定先との間で、新株式及び第8回新株予約権の引受けについて合意しておりましたが、有価証券届出書の提出後、割当予定先の当社に対するリスク許容度が変わり、当初の条件においては円滑な実行が困難になる可能性があるとの申し入れがございました。これを受け、当社と割当予定先にて改めて協議を行いました結果、新株式の比率を下げ、新株予約権の比率を高めるとともに、行使期間を2年間から3年間へ延長し、かつ当社による行使指示条項については廃止して割当予定先の裁量による行使を基本とする条件へ変更することといたしました。本変更は、割当予定先のリスクを抑制しつつ、より長期間にわたり当社の企業価値向上に伴走する形での支援を確保することを目的としております。当社といたしましては、条件を変更しても割当予定先に引受けいただくことで、当初計画していた手元資金の確保額は減少するものの、直近の事業運営に必要な運転資金を確保できること、また、中長期的な視点での資金調達の機会を確保することができることから、割当予定先との関係維持及び資金調達の実行を最優先し、本変更を行うことといたしましたので、2026年1月30日開催の当社取締役会において、新株式の発行数及び新株予約権の発行数等の募集条件の一部変更を決議したため、並びに記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権証券）
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
 - (2) 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）のリスク及び特徴
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- (2) 割当予定先の選定理由
- 3 発行条件に関する事項
 - (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容
 - (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方
- 4 大規模な第三者割当に関する事項
- 5 第三者割当後の大株主の状況
 - (1) 本新株式割当後及び本新株予約権が全株行使された後の大株主の状況
- 6 大規模な第三者割当の必要性
 - (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容
 - (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

（添付書類の差替え）

2026年1月16日付をもって提出した有価証券届出書に添付しておりました「取締役会議事録」に一部誤りがありましたので差し替えます。

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____野で示しています。

【表紙】

(訂正前)

届出の対象とした募集金額

その他の者に対する割当	
株式	507,400,000円
第8回新株予約権証券	26,375,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	1,501,375,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(訂正後)

届出の対象とした募集金額

その他の者に対する割当	
株式	295,000,000円
第8回新株予約権証券	31,010,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	1,683,010,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	2,150,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である。

(省略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	1,250,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である。

(中略)

(注) 発行株式の変更は、2026年1月30日開催の当社取締役会において決議しております。

(訂正前)

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,150,000株	507,400,000	253,700,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,150,000株	507,400,000	253,700,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は253,700,000円であります。

(訂正後)

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,250,000株	295,000,000	147,500,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,250,000株	295,000,000	147,500,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は147,500,000円であります。

(訂正前)

(2) 募集の条件

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
236	118	100株	2026年2月2日	-	2026年2月2日

(省略)

(訂正後)

(2) 募集の条件

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
236	118	100株	2026年2月18日	-	2026年2月18日

(省略)

(訂正前)

4 新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権証券）

(1) 募集の条件

発行数	62,500個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	26,375,000円
発行価格	新株予約権1個につき422円（新株予約権の目的である株式1株あたり4.22円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年2月2日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都千代田区外神田三丁目11番11号 株式会社イー・ロジット 経営管理本部
払込期日	2026年2月2日
割当日	2026年2月2日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 深江橋支店 大阪府大阪市城東区永田4丁目17番12号

(省略)

(訂正後)

4 新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権証券）

(1) 募集の条件

発行数	70,000個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	31,010,000円
発行価格	新株予約権1個につき443円（新株予約権の目的である株式1株あたり4.43円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年2月18日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都千代田区外神田三丁目11番11号 株式会社イー・ロジット 経営管理本部
払込期日	2026年2月18日
割当日	2026年2月18日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 深江橋支店 大阪府大阪市城東区永田4丁目17番12号

(中略)

(注) 発行数等の変更は、2026年1月30日開催の当社取締役会において決議しております。

（訂正前）

（2）新株予約権の内容等

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は<u>6,250,000</u>株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>5. 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は<u>6,250,000</u>株（本書提出日現在の発行済株式総数<u>14,593,000</u>株に対する割合<u>42.83%</u>）、割当株式数は100株で確定している。</p> <p>6. 当社は、次の場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使指示を行うことができる。 <u>東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%（306.8円）を超過した場合、10取引日以内に行使すべき本新株予約権を行使指示することができる。</u></p> <p>7. 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）：<u>1,207,625,000</u>円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は<u>6,250,000</u>株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p><u>1,501,375,000円</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>2026年2月<u>2</u>日から2028年2月<u>1</u>日までとする。（但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」にしたがって当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）</p>
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使期間	

（訂正後）

（2）新株予約権の内容等

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は<u>7,000,000</u>株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>5. 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は<u>7,000,000</u>株（本書提出日現在の発行済株式総数<u>14,593,000</u>株に対する割合<u>47.97%</u>）、割当株式数は100株で確定している。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>6. 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）：<u>1,354,010,000</u>円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は<u>7,000,000</u>株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p><u>1,683,010,000</u>円</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使期間	<p>2026年2月<u>18</u>日から2029年2月<u>17</u>日までとする。（但し、別欄「自己新株予約権の取得の自由及び取得の条件」にしたがって当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）</p>

（訂正前）

（2）本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）のリスク及び特徴

（本新株発行のリスク情報）

（中略）

株主価値の希薄化リスク

本新株式を発行した際の株式の増加数は2,150,000株（議決権21,500個）となります。これは本日現在の当社の発行済株式14,593,000株に対し14.73%に相当し、また、本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は6,250,000株（議決権62,500個）であり、その合算した数8,400,000株（議決権84,000個）は、本日現在の発行済株式の57.56%（議決権総数145,903個に対しては57.57%）となります。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の76.29%（議決権総数145,903個に対しては76.31%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

（訂正後）

（2）本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）のリスク及び特徴

（本新株発行のリスク情報）

（中略）

株主価値の希薄化リスク

本新株式を発行した際の株式の増加数は1,250,000株（議決権12,500個）となります。これは本日現在の当社の発行済株式14,593,000株に対し8.57%に相当し、また、本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は7,000,000株（議決権70,000個）であり、その合算した数8,250,000株（議決権82,500個）は、本日現在の発行済株式の56.53%（議決権総数145,903個に対しては56.54%）となります。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の75.26%（議決権総数145,903個に対しては75.28%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

（訂正前）

（本新株予約権の特徴）

（中略）

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される6,250,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

（訂正後）

（本新株予約権の特徴）

（中略）

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される7,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

(訂正前)

[エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について]

(中略)

(2) 行使指示条項

引受契約においては、以下の行使指示条項が規定される予定です。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」という。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される引受契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（306.8円）を超過した場合に行われます。

また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

(3) 取得条項

(中略)

(4) 貸渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記(2)に記載の行使指示条項を含む引受契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

また、本行使指示条項等には行使価額を下方修正した場合には、資金調達額が予定額を下回る可能性というデメリットがございますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性があると評価できるものと考えております。

(訂正後)

[エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について]

(中略)

(削除)

(2) 取得条項

(3) 貸渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、引受契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

また、行使価額を下方修正した場合には、資金調達額が予定額を下回る可能性というデメリットがございますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性があると評価できるものと考えております。

（訂正前）

（本新株予約権の発行に関するリスク情報について）

（中略）

株式価値の希薄化リスク

本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は6,250,000株（議決権62,500個）となります。これは本日現在の当社の発行済株式14,593,000株に対し42.83%に相当し、また、本新株式を発行した際の株式の増加数は2,150,000株（議決権21,500個）であり、その合算した数8,400,000株（議決権84,000個）は、本日現在の発行済株式の57.56%（議決権総数145,903個に対しては57.57%）となります。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の76.29%（議決権総数145,903個に対しては76.31%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

（訂正後）

（本新株予約権の発行に関するリスク情報について）

（中略）

株式価値の希薄化リスク

本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は7,000,000株（議決権70,000個）となります。これは本日現在の当社の発行済株式14,593,000株に対し47.97%に相当し、また、本新株式を発行した際の株式の増加数は1,250,000株（議決権12,500個）であり、その合算した数8,250,000株（議決権82,500個）は、本日現在の発行済株式の56.53%（議決権総数145,903個に対しては56.54%）となります。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の75.26%（議決権総数145,903個に対しては75.28%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

（訂正前）

（本新株予約権の主な留意事項）

（中略）

（2）当社による行使指示（コミットメント条項）

当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が、本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、割当予定先に対し、当社が指定した個数の本新株予約権を行使するよう指示することができるものとします。

（3）募集株式の発行等に関する事前通知

（後略）

（訂正後）

（本新株予約権の主な留意事項）

（中略）

（削除）

（2）募集株式の発行等に関する事前通知

（後略）

(訂正前)

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,008,775,000	102,985,691	1,905,789,309

(注) 1. 払込金額の総額は、下記金額を合算した金額であります。

本新株式発行価額の総額	507,400,000円
本新株予約権の発行価額の総額	26,375,000円
本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額	1,475,000,000円

なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算定しております。

2. 発行諸費用の概算額には、登記費用7,031千円、アドバイザリー費用（株式会社ジーエルコーポレイション 東京都港区港南五丁目4番12号 代表取締役 当麻久）90,325千円、有価証券届出書等作成費用1,800千円、割当予定先調査費用50千円、新株予約権の算定費用（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元）900千円及び第三者委員会の費用2,880千円が含まれております。なお、発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

(後略)

(訂正後)

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,978,010,000	102,455,021	1,875,554,979

(注) 1. 払込金額の総額は、下記金額を合算した金額であります。

本新株式発行価額の総額	295,000,000円
本新株予約権の発行価額の総額	31,010,000円
本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額	1,652,000,000円

なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算定しております。

2. 発行諸費用の概算額には、登記費用6,923千円、アドバイザリー費用（株式会社ジーエルコーポレイション 東京都港区港南五丁目4番12号 代表取締役 当麻久）89,402千円、有価証券届出書等作成費用2,300千円、割当予定先調査費用50千円、新株予約権の算定費用（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元）900千円及び第三者委員会の費用2,880千円が含まれております。なお、発行諸費用の概算額には消費税は含まれおりません。

(後略)

(訂正前)

(2) 手取金の使途

(本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途)

本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行によって調達する資金の額は合計約1,905百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

具体的な使途	金額	支出予定期
運転資金	1,005百万円	2026年4月～2029年3月
データセンター事業に係る事業投資	300百万円	2026年4月～2027年6月
設備投資	500百万円	2026年4月～2028年3月
商品開発	100百万円	2026年4月～2028年3月
合計	1,905百万円	

(省略)

(訂正後)

(2) 手取金の使途

(本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途)

本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行によって調達する資金の額は合計約1,875百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

具体的な使途	金額	支出予定期
運転資金	975百万円	2026年4月～2029年3月
データセンター事業に係る事業投資	300百万円	2026年4月～2028年6月
設備投資	500百万円	2026年4月～2029年3月
商品開発	100百万円	2026年4月～2029年3月
合計	1,875百万円	

(省略)

（訂正前）

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、厳しい環境を乗り越え、今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の財務体質、経営基盤の強化、収益性の向上を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。これらを実行していくために、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、当社の事業並びに経営方針に理解をいただける割当予定先と協議を繰り返し行ってまいりました。

アドバイザリーである株式会社ジーエルコーポレーションを通じて、須田忠雄氏を紹介していただき、同氏に対して第三者割当の引受けを提案したところ、当社の経営方針や戦略、将来性に賛同いただき、本第三者割当についての承諾を得た次第です。同氏は、投資家としての豊富な経験や、上場企業における第三者割当引受けの実績を有しております。同氏のこれまでの実績を踏まえ、当社が第三者割当を実施することで投資家としての知見や人的ネットワークの当社への提供が期待できると判断いたしました。

c . 割り当てようとする株式の数

割当予定先の名称	割当株式数及び割当新株予約権数	
須田 忠雄	新株式	2,150,000株
	新株予約権	62,500個（潜在株式数 6,250,000株）

d . 株券等の保有方針

（前略）

また、当社は、割当予定先より、割当日より2年間において、本第三者割当に係る株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を取得する予定です。

（後略）

（訂正後）

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、厳しい環境を乗り越え、今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の財務体質、経営基盤の強化、収益性の向上を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。これらを実行していくために、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、当社の事業並びに経営方針に理解をいただける割当予定先と協議を繰り返し行ってまいりました。

アドバイザリーである株式会社ジーエルコーポレーションを通じて、須田忠雄氏を紹介していただき、同氏に対して第三者割当の引受けを提案したところ、当社の経営方針や戦略、将来性に賛同いただき、本第三者割当についての承諾を得た次第です。同氏は、投資家としての豊富な経験や、上場企業における第三者割当引受けの実績を有しております。同氏のこれまでの実績を踏まえ、当社が第三者割当を実施することで投資家としての知見や人的ネットワークの当社への提供が期待できると判断いたしました。

なお、割当予定先から条件変更の申し出がありましたら、条件を変更しても割当予定先に引受けいただいた上で、当初計画していた手元資金の確保額は減少するものの、直近の事業運営に必要な運転資金を確保できること、また、中長期的な視点での資金調達の機会を確保することができることから、割当予定先との関係維持及び資金調達の実行を最優先し、本変更を行うこととしたしました。

c . 割り当てようとする株式の数

割当予定先の名称	割当株式数及び割当新株予約権数	
須田 忠雄	新株式	1,250,000株
	新株予約権	70,000個（潜在株式数 7,000,000株）

d . 株券等の保有方針

（前略）

また、当社は、割当予定先より、割当日より3年間において、本第三者割当に係る株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を取得する予定です。

（後略）

（訂正前）

3 発行条件に関する事項

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

（中略）

本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下、「東京フィナンシャル」という。）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関による算定の結果として、基準となる当社株価262円（2026年1月15日の終値）、権利行使価額236円（2026年1月15日の終値を基準として9.92%のディスカウントをした価額）、ボラティリティ^{58.80%}（2026年1月から遡って3年間をもって算出）、権利行使期間^{2年}、リスクフリーレート^{1.149%}（評価基準日における10年物国債レート）、配当率^{0%}、当社による取得条項、本新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク（21.83%）、代替資金調達コスト（33.45%、リスクフリーレート、市場リスクプレミアム、及び当社クレジット・コストを元に修正CAPMを試算し、その算出数値を元に試算）等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき422円との結果を得ております。

当社は、当該機関が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に算出した評価結果である本新株予約権1個あたり公正価値422円を基準として、割当予定先と協議の結果、評価算出と同額であることは妥当であると考慮し、本新株予約権1個あたりの発行価額を、評価算出と同額の422円といたしました。また、本新株予約権の行使価額については、当社と割当予定先との交渉の結果、より直前の株式価値が当社の実態を反映しているものと考えられることから、本新株予約権の発行及び第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（2026年1月15日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である262円を基準として、9.92%ディスカウントした236円といたしました。確実かつ迅速に資金を調達するためには、割当予定先のリスク許容度に見合った条件設定が必要不可欠であります。今回設定いたしました行使価額は、直近の市場株価に対して一定のディスカウントを含んだ条件となっておりますが、これは、当社が直面している財務上の課題解決に向けたリスクマネーを呼び込むために必要なインセンティブであり、割当予定先による早期の権利行使と資金流入を促進するための措置であります。

上記東京フィナンシャルが評価算出した本新株予約権1個につき422円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

行使価額修正条項を付した理由につきましては、将来的な市場環境の変動等により当社株価が下落した場合においても、本新株予約権の行使を促進し、機動的かつ確実に資金を確保することを主たる目的としております。当該条項は、割当予定先の価格変動リスクを軽減することで本新株予約権の引受けを容易にする一方、当社にとっては、株価下落局面においても資金調達の停滞を防ぎ、事業計画の遂行に必要な資金を確保する可能性を高める効果があることから、合理的であると判断いたしました。

取得条項については、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議して取得日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の本新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり422円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるよう設計しております。

発行会社が取得条項を行使した場合、割当予定先は、取得日までは行使及び売却を行うことができるものとし、取得日に残数を発行会社が全て取得する前提を置いております。

なお、当社としては、本第三者割当により、当社株式は大規模な希薄化を伴うものの、本第三者割当より調達した資金による収益基盤の確保が実現されれば、結果として当社の企業価値向上に資するものと判断していることから、本新株予約権の発行価額についても合理的なものであると判断しております。

また、割当予定先に本新株式と併せて本新株予約権を引受けさせていただくことによって、当社の収益基盤の構築を図ることが可能となること、財務基盤が強化されることにより、金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それに伴い、新規借入先を開拓することが期待できること等、当社の将来的な事業基盤の構築が可能になると見込まれることから、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

以上の内容に基づき、当社取締役会において、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当を決議しております。

（訂正後）

3 発行条件に関する事項

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

（中略）

本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下、「東京フィナンシャル」という。）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関による算定の結果として、基準となる当社株価262円（2026年1月15日の終値）、権利行使価額236円（2026年1月15日の終値を基準として9.92%のディスカウントをした価額）、ボラティリティ~~56.77%~~^{1.328%}（2026年1月から遡って3年間をもって算出）、権利行使期間~~3年~~、リスクフリーレート~~1.328%~~（評価基準日における10年物国債レート）、配当率0%、当社による取得条項、本新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク（21.83%）、代替資金調達コスト（~~33.13%~~、リスクフリーレート、市場リスクプレミアム、及び当社クレジット・コストを元に修正CAPMを試算し、その算出数値を元に試算）等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき443円との結果を得ております。

当社は、当該機関が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に算出した評価結果である本新株予約権1個あたり公正価値~~443~~円を基準として、割当予定先と協議の結果、評価算出と同額であることは妥当であると考慮し、本新株予約権1個あたりの発行価額を、評価算出と同額の443円といたしました。また、本新株予約権の行使価額については、当社と割当予定先との交渉の結果、より直前の株式価値が当社の実態を反映しているものと考えられることから、本新株予約権の発行及び第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（2026年1月15日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である262円を基準として、9.92%ディスカウントした236円といたしました。確実かつ迅速に資金を調達するためには、割当予定先のリスク許容度に見合った条件設定が必要不可欠であります。今回設定いたしました行使価額は、直近の市場株価に対して一定のディスカウントを含んだ条件となっておりますが、これは、当社が直面している財務上の課題解決に向けたリスクマネーを呼び込むために必要なインセンティブであり、割当予定先による早期の権利行使と資金流入を促進するための措置であります。

上記東京フィナンシャルが評価算出した本新株予約権1個につき443円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

行使価額修正条項を付した理由につきましては、将来的な市場環境の変動等により当社株価が下落した場合においても、本新株予約権の行使を促進し、機動的かつ確実に資金を確保することを主たる目的としております。当該条項は、割当予定先の価格変動リスクを軽減することで本新株予約権の引受けを容易にする一方、当社にとっては、株価下落局面においても資金調達の停滞を防ぎ、事業計画の遂行に必要な資金を確保する可能性を高める効果があることから、合理的であると判断いたしました。

取得条項については、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議して取得日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の本新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり~~443~~円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるよう設計しております。

発行会社が取得条項を行使した場合、割当予定先は、取得日までは行使及び売却を行うことができるものとし、取得日に残数を発行会社が全て取得する前提を置いております。

なお、当社としては、本第三者割当により、当社株式は大規模な希薄化を伴うものの、本第三者割当より調達した資金による収益基盤の確保が実現されれば、結果として当社の企業価値向上に資するものと判断していることから、本新株予約権の発行価額についても合理的なものであると判断しております。

また、割当予定先に本新株式と併せて本新株予約権を引受けさせていただくことによって、当社の収益基盤の構築を図ることが可能となること、財務基盤が強化されることにより、金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それらに伴い、新規借入先を開拓することができること等、当社の将来的な事業基盤の構築が可能になると見込まれることから、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

以上の内容に基づき、当社取締役会において、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当を決議しております。

なお、割当予定先から条件変更の申し出がありましたが、条件を変更しても割当予定先に引受けさせていただくことで、当初計画していた手元資金の確保額は減少するものの、直近の事業運営に必要な運転資金を確保できること、また、中長期的な視点での資金調達の機会を確保することができることから、割当予定先との関係維持及び資金調達の実行を最優先し、本変更を行うことを当社取締役会において決議いたしました。

（訂正前）

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行による新規発行株式数~~2,150,000~~株（議決権数~~21,500~~個）及び本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数、~~6,250,000~~株（議決権数~~62,500~~個）を合算した総数は~~8,400,000~~株（議決権数~~84,000~~個）となり、2025年1月16日現在の当社発行済株式総数~~14,593,000~~株及び議決権数~~145,903~~個を分母とする希薄化率は~~57.56%~~（議決権ベースの希薄化率は~~57.57%~~）に相当します。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分~~2,733,300~~株（議決権総数~~27,333~~個）を

含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の76.29%（議決権総数145,903個に対しては76.31%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

（後略）

（訂正後）

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行による新規発行株式数1,250,000株（議決権数12,500個）及び本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数、7,000,000株（議決権数70,000個）を合算した総数は8,250,000株（議決権数82,500個）となり、2025年1月16日現在の当社発行済株式総数14,593,000株及び議決権数145,903個を分母とする希薄化率は56.53%（議決権ベースの希薄化率は56.54%）に相当します。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の75.26%（議決権総数145,903個に対しては75.28%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

（後略）

（訂正前）

4 大規模な第三者割当に関する事項

本第三者割当により発行する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,150,000株及び6,250,000株の合計8,400,000株となり、2026年1月16日現在の発行済株式総数14,593,000株（議決権数145,903個）に対して、合計57.56%（議決権ベース57.57%）の希薄化率であります。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の76.29%（議決権総数145,903個に対しては76.31%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

（後略）

（訂正後）

4 大規模な第三者割当に関する事項

本第三者割当により発行する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,250,000株及び7,000,000株の合計8,250,000株となり、2026年1月16日現在の発行済株式総数14,593,000株（議決権数145,903個）に対して、合計56.53%（議決権ベース56.54%）の希薄化率であります。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の75.26%（議決権総数145,903個に対しては75.28%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

（後略）

(訂正前)

5 第三者割当後の大株主の状況

(1) 本新株式割当後及び本新株予約権が全株行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
須田 忠雄	群馬県桐生市	-	-	84,000	<u>36.54%</u>
G Future Fund 1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号	39,200	26.86%	39,200	<u>17.05%</u>
EGGS 1号次世代テック投資事業有限責任組合	東京都千代田区内神田一丁目3番7号	22,333	15.30%	22,333	<u>9.71%</u>
有限会社フクジュコーポレーション	東京都中央区日本橋小綱町18番20	7,390	5.06%	7,390	<u>3.21%</u>
プログレス株式会社	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番1号	7,379	5.05%	7,379	<u>3.21%</u>
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	6,362	4.36%	7,180	<u>2.77%</u>
平田 恭平	神奈川県横浜市青葉区	6,112	4.18%	6,112	<u>2.66%</u>
ヒップキャピタルパートナーズ株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号	5,000	3.42%	5,000	<u>2.17%</u>
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,633	3.17%	4,633	<u>2.02%</u>
角井 亮一	東京都中央区	4,284	2.93%	4,284	<u>1.86%</u>
計	-	102,693	70.38%	186,693	<u>81.21%</u>

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年9月30日現在の株主名簿を基準に、財務局に提出された大量保有報告書（変更報告書）等により、2026年1月16日現在までに当社が認識した内容を織り込んだ株主名簿（発行済株式総数14,593,000株、議決権数145,903個）を基準に記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、(注)1.に記載の内容に、本第三者割当により新たに発行される株式数（2,150,000株、議決権数21,500個）及び新株予約権がすべて行使された場合の株式数（6,250,000株、議決権数62,500個）を、仮にすべて保有し続けたものとしたうえで、加算して作成しています。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

（訂正後）

5 第三者割当後の大株主の状況

（1）本新株式割当後及び本新株予約権が全株行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
須田 忠雄	群馬県桐生市	-	-	82,500	<u>36.12%</u>
G Future Fund 1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号	39,200	26.86%	39,200	<u>17.16%</u>
EGGS 1号次世代テック投資事業有限責任組合	東京都千代田区内神田一丁目3番7号	22,333	15.30%	22,333	<u>9.78%</u>
有限会社フクジュコーポレーション	東京都中央区日本橋小綱町18番20	7,390	5.06%	7,390	<u>3.24%</u>
プログレス株式会社	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番1号	7,379	5.05%	7,379	<u>3.23%</u>
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	6,362	4.36%	7,180	<u>2.79%</u>
平田 恭平	神奈川県横浜市青葉区	6,112	4.18%	6,112	<u>2.68%</u>
ヒップキャピタルパートナーズ株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号	5,000	3.42%	5,000	<u>2.19%</u>
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,633	3.17%	4,633	<u>2.03%</u>
角井 亮一	東京都中央区	4,284	2.93%	4,284	<u>1.88%</u>
計	-	102,693	70.38%	185,193	<u>81.08%</u>

（注）1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年9月30日現在の株主名簿を基準に、財務局に提出された大量保有報告書（変更報告書）等により、2026年1月16日現在までに当社が認識した内容を織り込んだ株主名簿（発行済株式総数14,593,000株、議決権数145,903個）を基準に記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、（注）1.に記載の内容に、本第三者割当により新たに発行される株式数（1,250,000株、議決権数12,500個）及び新株予約権がすべて行使された場合の株式数（7,000,000株、議決権数70,000個）を、仮にすべて保有し続けたものとしたうえで、加算して作成しています。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(訂正前)

6 大規模な第三者割当の必要性

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

本第三者割当により発行する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,150,000株及び6,250,000株の合計8,400,000株となり、2026年1月16日現在の発行済株式総数14,593,000株（議決権数145,903個）に対して、合計57.56%（議決権ベース57.57%）の希薄化率であります。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の76.29%（議決権総数145,903個に対しては76.31%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

(後略)

(訂正後)

6 大規模な第三者割当の必要性

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

本第三者割当により発行する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,250,000株及び7,000,000株の合計8,250,000株となり、2026年1月16日現在の発行済株式総数14,593,000株（議決権数145,903個）に対して、合計56.53%（議決権ベース56.54%）の希薄化率であります。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の75.26%（議決権総数145,903個に対しては75.28%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

(後略)

(訂正前)

(既存株主への影響についての取締役会の判断の内容)

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当により発行する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,150,000株及び6,250,000株の合計8,400,000株となり、2026年1月16日現在の発行済株式総数14,593,000株（議決権数145,903個）に対して、合計57.56%（議決権ベース57.57%）の希薄化率であります。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の76.29%（議決権総数145,903個に対しては76.31%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

(後略)

(訂正後)

(既存株主への影響についての取締役会の判断の内容)

前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当により発行する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,250,000株及び7,000,000株の合計8,250,000株となり、2026年1月16日現在の発行済株式総数14,593,000株（議決権数145,903個）に対して、合計56.53%（議決権ベース56.54%）の希薄化率であります。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の75.26%（議決権総数145,903個に対しては75.28%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

(後略)

(訂正前)

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記「(大規模な第三者割当を行うこととした理由)」に記載のとおり、当社のより安定した財務基盤及び収益性の強化をできるだけ早期に図るべく、本第三者割当の実行が将来的な企業価値の向上に資する可能性等を総合的に勘案しつつ、本第三者割当の必要性について慎重に検討してまいりました。その結果、本第三者割当を行うことにより、当社の財務基盤の強化、並びに、新規事業への投資によって収益性の向上が期待できることで当社の企業価値を向上させ、既存株主の利益に寄与できると判断し、本第三者割当の実行は必要不可欠であるとして、当社取締役会において本第三者割当による資金調達を実施することを決定いたしました。

また、本第三者割当の方法につきましても、本新株式と本新株予約権を発行し割当てることで、当社が当面必要する資金を調達できること、また、本新株予約権によって当社の事業の進捗状況に応じた段階的な出資によって増資を図ることに関して、かかる手法には、現在の当社における財務基盤の強化として十分な合理性があると判断いたしました。この判断につきましても、当社監査等委員3名（うち社外取締役3名）全員が賛成の意見であることを確認しております。

さらに、当社監査等委員3名（うち社外取締役3名）全員が、当社における本第三者割当に至る手続きについて、会社法、金融商品取引法その他関係法令及び東京証券取引所の定める諸規則内規に係る諸手続きを履践して行われる予定であることを確認しており、さらに本第三者割当の発行手続きに関しても相当との意見を表明しております。

このため、前記「3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載する本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年1月15日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(訂正後)

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記「(大規模な第三者割当を行うこととした理由)」に記載のとおり、当社のより安定した財務基盤及び収益性の強化をできるだけ早期に図るべく、本第三者割当の実行が将来的な企業価値の向上に資する可能性等を総合的に勘案しつつ、本第三者割当の必要性について慎重に検討してまいりました。その結果、本第三者割当を行うことにより、当社の財務基盤の強化、並びに、新規事業への投資によって収益性の向上が期待できることで当社の企業価値を向上させ、既存株主の利益に寄与できると判断し、本第三者割当の実行は必要不可欠であるとして、当社取締役会において本第三者割当による資金調達を実施することを決定いたしました。

また、本第三者割当の方法につきましても、本新株式と本新株予約権を発行し割当てることで、当社が当面必要する資金を調達できること、また、本新株予約権によって当社の事業の進捗状況に応じた段階的な出資によって増資を図ることに関して、かかる手法には、現在の当社における財務基盤の強化として十分な合理性があると判断いたしました。この判断につきましても、当社監査等委員3名（うち社外取締役3名）全員が賛成の意見であることを確認しております。

さらに、当社監査等委員3名（うち社外取締役3名）全員が、当社における本第三者割当に至る手続きについて、会社法、金融商品取引法その他関係法令及び東京証券取引所の定める諸規則内規に係る諸手続きを履践して行われる予定であることを確認しており、さらに本第三者割当の発行手続きに関しても相当との意見を表明しております。

このため、前記「3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載する本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年1月15日及び29日に入手しております。なお、本変更に伴う発行条件等の必要性及び相当性については、第三者委員会より改めて変更後の発行条件等による本資金調達の必要性及び相当性が認められる旨の意見をいただいております。本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(訂正前)

(本第三者委員会の意見の概要)

第2 意見の理由

(2) 本資金調達の相当性

(中略)

発行条件等の相当性

(前略)

希薄化については、第7回新株予約権の処分を含めた希薄化率は76.29%となり、株主価値が一時的に希薄化することになりますが、財務体質改善のための資本増強を行いつつ、当社の運転資金及び事業資金を確保することで、将来の業績の向上と経営基盤の安定化を図り、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれます。

(後略)

(訂正後)

(本第三者委員会の意見の概要)

第2 意見の理由

(2)本資金調達の相当性

(中略)

発行条件等の相当性

(前略)

希薄化については、第7回新株予約権の処分を含めた希薄化率は75.26%となり、株主価値が一時的に希薄化することになりますが、財務体質改善のための資本増強を行いつつ、当社の運転資金及び事業資金を確保することで、将来の業績の向上と経営基盤の安定化を図り、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれます。